

沖縄県労働基準協会だより



主な内容

- 令和6年度 全国安全週間
- 協会からのお知らせ(通常総会6/11、各地区安全管理推進大会)
- 沖縄労働局から
 - ① 職場での熱中症対策を徹底しましょう!
 - ② 最低賃金引上げに伴う支援を強化しています
 - ③ 令和6年労働災害・死亡災害発生状況(4月末現在)
- 講習会のご案内(令和6年7月分)
- 新規加入事業場のご紹介(令和6年4月16日～5月15日)



地平線と水平線

農地が広がる風景です。地平線のむこうにかすかに水平線がみえています。

(撮影地 糸満市喜屋武にて 撮影者・写真提供: 与儀 栄太郎氏)

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23
電話：098-868-2826
FAX：098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人
定 価／1部 50円
(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

令和6年度 全国安全週間

趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 97 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 5 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去 20 年で最多となった令和 4 年を上回る見込みで、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 2 年目となる令和 6 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 6 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

(スローガン)



「危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全」



期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等による PDCA サイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS(安全データシート)等により把握した危険

有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

（2）業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- オ トラックの逸走防止措置の実施
- カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - （ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
 - （イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - （ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - （エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - （オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - （カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - （キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

（3）業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリー）」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記 10（1）～ 10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

職場での熱中症対策を徹底しましょう!

沖縄労働局発表 令和6年4月30日

沖縄労働局発表 令和6年4月30日沖縄労働局(局長 柴田 栄二郎)は、令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」のキャンペーン期間を前に、関係団体に対し熱中症対策の周知等の依頼をしました。

1 熱中症による労働災害の発生状況等

- (1) 令和5年の発生状況(令和6年4月10日確定値)
 死亡者は0人。休業4日以上の被災者は、前年(11人)より2人多い13人だった。(別添1参照)
 内訳をみると、業種では商業(商業には不動産業、レンタカー業を含む)が最多の4人となっており、全体の30.8%を占めた。(別添2、別添3(図1表)参照)
- (2) 県内における過去10年間(平成26年から令和5年)の熱中症による休業4日以上の労働災害の発生状況について
 - ①建設業が全体の28.7%を占めた。(別添3(図1グラフ)参照)
 - ②発生時期は6~8月の3か月間で全体の78.2%を占めた。(同(図2)参照)
 - ③時間帯では15時台が16.8%、次いで9時台以前、11時台及び17時台がともに11.9%で多く発生した。(同(図3)参照)

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況の推移(平成26年~令和5年) 別添1
令和5年は令和6年4月10日時点確定値
※労働者死傷病報告により集計したもの。

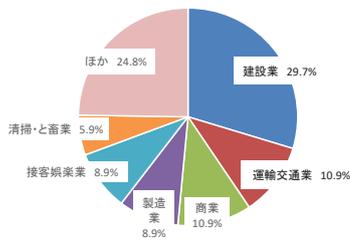


沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生事例(令和5年、休業4日以上) 別添2
(令和6年4月10日時点確定値)

番号	所轄署	災害発生日	業種	年齢	性別	被災程度	災害発生状況
1	沖縄(中部)	令和5年3月下旬	商業	30代	男	22日	砂浜で、写真撮影の備品であるコンクリートブロックや造花を運んできたところ、作業開始してから1時間から1時間半後、手に力が入らなくなった。
2	那覇(南部)	令和5年6月上旬	建設業	30代	男	5日	ヤード内で、台風養生の片づけをしていたところ、10時の休憩時に気分が悪くなり、そのまま倒れ、痙攣を引き起こした。
3	那覇(南部)	令和5年6月上旬	運輸業	30代	男	2ヶ月	倉庫内で、ピッキング終了後、ひと段落ついたとき、初出勤でかなり緊張しており、水分補給を行っていなかったため、気を失い、顔面から倒れた。
4	沖縄(中部)	令和5年6月上旬	商業	30代	男	5日	客先で、野外機器取付作業中(午前10時頃から業務を開始し、お昼休憩を挟んで13時より業務再開)その後14時半あたりからめまいを感じ気分が悪くなった。
5	沖縄(中部)	令和5年6月上旬	商業	50代	男	6ヶ月	気温30℃前後の真夏日、帽子等暑さ対策はしていなかったところ、粗大ごみ回収時、直立状態からひとりでに後方に倒れこんだ。
6	宮古	令和5年7月上旬	商業	60代	男	9日	車3台洗車した後、体調不良になった。
7	那覇(南部)	令和5年7月下旬	ビルメンテナンス業	60代	男	6日	駐車場にて、駐車整備業務中に体調不良を訴えて、病院を受診した。
8	那覇(南部)	令和5年7月	建設業	70代	男	10日	ヤード内で通常作業(仮設資材整備)中に気分が悪くなり、意識が朦朧とした状態だったので、救急要請。
9	那覇(南部)	令和5年8月上旬	建設業	40代	男	4日	ヤード敷地内、台風後片付け作業を2名で行っていた。15時頃からめまい、汗が止まらなくなったが、少し休憩すると回復したので定時まで勤務。後日、体調に違和感があり受診し入院した。
10	沖縄(中部)	令和5年8月中旬	その他の事業	40代	男	8日	イベントで使用するテントの設置を行った。作業中から頭痛があったが、その日は受診せず。翌日も同じ作業を行っていたが、熱中症と判断し、午後から受診した。
11	沖縄(中部)	令和5年8月中旬	水産業	30代	女	1週	水を汲いた池の中で石栗めをしている時に、炎天下であったのに休憩や水分補給を怠ってしまい、目の前が真っ暗になってめまいや吐き気がして、次第に手足のしびれや痙攣が起り、呼吸も遅くなったため、救急車で運ばれた。
12	名護(北部)	令和5年8月下旬	建設業	40代	男	5日	ブロック積み目の途中で日差しが強く、木陰に入りながらこまめに休憩を取って作業していたが、体調不良を訴えた。
13	那覇(南部)	令和5年10月上旬	警備業	60代	男	1週	観光バスやタクシーの車両の交通誘導中に気分が悪くなり、交番した直後に嘔吐、左手の痙攣があり救急車で病院へ運ばれた。

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況(平成26年以降、休業4日以上) 別添3
令和6年は令和6年4月10日時点確定値
※図1~3の何れも労働者死傷病報告により集計したもの。

図1 業種別発生状況(平成26年~令和5年)



	建設業	運輸交通業	接客娯楽業	製造業	商業	清掃・と畜業	ほか	全体
計(人)	30(3)	11	9	11	6	25(1)	101	
うち令和5年	4	1	0	4	1	3	13	
令和5年割合	30.8%	7.7%	0.0%	30.8%	7.7%	23.1%	100.0%	

※「ほか」の業種は、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業、教育・研究業、保健衛生業、その他の事業が含まれる。
 ※()内は死亡者数であり、その業種の内数である。「ほか」の内数は「その他の事業(警備業)」である。
 ※グラフ上のデータ割合および「令和5年割合」は小数点第2位を四捨五入している。

※労働者死傷病報告により作成したもの。

2 沖縄労働局の取り組み

令和6年も4月を準備月間として、5月から9月までの期間で「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。4月の準備期間中に「暑さ指数(WBGT)※の把握の準備」などに取り組んでいただくため、沖縄労働局では、関係団体等を通じてキャンペーンの周知を呼びかけるとともに、各事業場における熱中症対策の徹底を指導する。

※暑さ指数(WBGT)とは

気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

<主な予防対策>(別添4参照)

- ①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- ②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
- ③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること。

(参考:関連情報)

- 厚生労働省「令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38059.html
- ポータルサイト「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

別添 4

職場での熱中症により毎年約 20 人が亡くなり、約 800 人が 4 日以上仕事を休んでいます。

労働災害防止キャラクター
フーイ オウゴン

準備期間 (4 月) にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電機計測工業会【後援】関係省庁(予定)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R.6.2)

キャンペーン期間 (5 月～9 月) にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
- 地域を代表する一般的な暑さ指数 (環境省) を参考とするこも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取 (水分等を携行させる等を考慮)
<input type="checkbox"/> ブレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異常を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する (症状に応じて救急隊を要請) などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間 (7 月) にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じた対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

詳細及び添付資料については、沖縄労働局のホームページをご参照ください。
 なお、担当部署は、沖縄労働局 労働基準部 健康安全課 (Tel.098-868-4402) です。

全国安全週間キャンペーンポスター、図書・用品の販売のお知らせ

全国安全週間スローガン
No.139 定価 374 円 B1判

スローガン小A・風景
No.140 定価 319 円 B2判

安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。
 沖縄県労働基準協会では、安全週間キャンペーンポスター、図書・用品の販売を行っております。

お問い合わせ、ご注文は各支部までお願いします。

- | | | |
|-------|-------------------|-------------------|
| 那覇支部 | Tel:(098)868-2831 | Fax:(098)869-1714 |
| 中部支部 | Tel:(098)937-0162 | Fax:(098)937-0163 |
| 北部支部 | Tel:(098)54-4700 | Fax:(098)52-7004 |
| 宮古支部 | Tel:(098)73-1455 | Fax:(098)73-6511 |
| 八重山支部 | Tel:(098)88-5355 | Fax:(098)88-5360 |

2024 全国安全週間スローガン
No.181 定価 2,860 円
No.182 定価 2,330 円
No.183 定価 19,800 円

安全の指標 令和 6 年度
No.101 定価 825 円
No.102 定価 143 円
No.103 定価 7,920 円

安全衛生法要覧 令和 6 年度
No.238 定価 1,452 円
No.239 定価 1,320 円
No.240 定価 660 円
No.241 定価 660 円
No.242 定価 660 円
No.244 定価 660 円

(令和6年4月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください
※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引き上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

＜業務改善助成金＞

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
引き上げの計画

+

設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

→

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

対象となる事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごと**に申請いただきます。

助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

※()内は生産性要件を満たした事業場

助成対象経費の例

経費の種類	助成対象経費の例
機械・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性があります。(詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照)

助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2～3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4～6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円	450万円
10人以上※	120万円 (130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限区分は特例事業者(詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照)のみ対象。
※()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- 地域別最低賃金が935円
- 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP
→事業場内最低賃金が940円なので助成率は4/5
- 労働者7人の最低賃金引上げを実施
→60円コース・7人以上の区分で
助成上限額は230万円

(設備投資費用が300万円の場合…)
300万円 × 4/5 = 240万円
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)
問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

＜キャリアアップ助成金＞

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

- ① 正社員化コース
- ② 障害者正社員化コース
- ③ 賃金規定等改定コース
- ④ 賃金規定等共通化コース
- ⑤ 賞与・退職金制度導入コース
- ⑥ 社会保険適用時処遇改善コース (R5.10～)

支援内容 ※賃金規定等改定コースの場合

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

社会保険適用時処遇改善コースの新設

最低賃金の引き上げに伴い、被用者保険の適用になり取り収入が減らないよう就業調整をする労働者がいらっしゃるいませんか？新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成する仕組みができました。

詳しくはこちら

問合せ先 都道府県労働局

＜ものづくり・商業・サービス補助金＞

□事業概要：生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。

□補助上限：最大8,000万円
更に一定の賃上げで、上限額を最大2,000万円引き上げ

□補助率：1/3～2/3

□賃上げ加点：給与支給総額を平均6%以上増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。

↑現在の公券要額はこちら

問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013

＜IT導入補助金＞

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

□補助上限：最大450万円

□補助率：1/2～4/5

□賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。

↑現在の公券要額はこちら

問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：0570-666-376

＜働き方改革や経営改善に向けた相談先＞

①働き方改革推進支援センター

相談支援
コンサルティング
セミナー開催

社労士等の労務管理の専門家が
会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が会社への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

②よろず支援拠点

経営革新支援
経営改善支援
ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介いたします。

問合せ先 各都道府県のよろず支援拠点

＜その他：賃金引き上げ特設ページ＞

取り組み事例
平均的な賃金検索
政府の支援情報

- ◆ 賃金引き上げの事例を収集し、賃金引き上げに向けた取り組み内容、そのポイントや従業員の声などを写真とともに掲載しています。
- ◆ 都道府県別に、年代別や業種・職種別の平均的な賃金額を検索できます。
- ◆ 賃金引き上げの参考となる各種支援策をとりまとめています。賃金引き上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載しています。

(R6.4)

令和6年業種別署別労働災害発生状況 (4月末累計)

(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

沖縄労働局

年・署別・局計等 業 種	令和6年(4月末累計)						令和5年(4月末累計)						局計対令和5年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製 造 業	27	22	8 (1)	4	1	(1) 62	21	18	2	1	1	43	19	44.2
食料品製造業	12	14	5 (1)	4	1	(1) 36	11	10	2			23	13	56.5
鉱 業						0						0	0	-
建 設 業	18	19	(1) 5	(1) 6	2	(2) 50	23 (3)	23	3		5 (3)	54	▽ 4	▽ 7.4
土木工事業	1	6			1	8	4	4	1		2	11	▽ 3	▽ 27.3
建築工事業	14	10	(1) 3	(1) 6		(2) 33	11 (2)	16	2		2 (2)	31	2	6.5
交通運輸事業	3					3	6				1	7	▽ 4	▽ 57.1
陸上貨物運送事業	17	6				23	12	4		1		17	6	35.3
港湾荷役業						0	2		1		1	4	▽ 4	▽ 100.0
林 業					1	1	1			1		2	▽ 1	▽ 50.0
農業、畜産・水産業	1	2	1			4	2				1	3	1	33.3
第三次産業 (運輸を除く)	97	57	6	8	12	180	89	60	16	11	13	189	▽ 9	▽ 4.8
商 業	31	14	3		1	49	29	17			2	48	1	2.1
小 売 業	18	13	3		1	35	12	14			1	27	8	29.6
接客娯楽業	10	11	2	4	4	31	11	14	7	4	3	39	▽ 8	▽ 20.5
旅館・ホテル	2	2	2	2	2	10	3	3	4	3	1	14	▽ 4	▽ 28.6
飲食店	6	9			1	16	5	8	2		2	17	▽ 1	▽ 5.9
保健衛生業	24	12	1	2	2	41	21	16	4		3	44	▽ 3	▽ 6.8
社会福祉施設	19	10	1	1	2	33	16	12	3		3	34	▽ 1	▽ 2.9
ビルメンテナンス業	8	4		2	1	15	8	1	2	3	2	16	▽ 1	▽ 6.3
その他の業種	24	16			4	44	20	12	3	4	3	42	2	4.8
全 産 業	(0)163	(0)106	(1) 20	(2) 18	(0) 16	(3) 323	(0)156	(3)105	(0) 22	(0) 14	(0) 22	(3) 319	4	1.3

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
 2. 被災者数の枠の左側 () は死亡者数で内数。
 3. 「▽」は減少を示す。
 4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
 5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
 6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(と「」を除く)、官公署、その他の事業を示す。

令和6年死亡災害発生状況 (4月末現在)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	宮古	はさまれ・巻き込まれ	整地・運搬・積込み用機械	その他の食料品製造業	1月中旬	50歳台	50~99	ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。
2	名護	墜落・転落	足場	その他の建築工事業	1月中旬	20歳台	1~9	RC造4階建てビルの外壁改修工事のため、躯体周囲において単管足場の組み立て作業を行っていた。被災者が屋上から足場の階段で階下へ移動する際、高さおよそ10mの屋上付近の昇降設備から地面へ墜落し、搬送後に死亡したもの。
3	宮古	墜落・転落	足場	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	10歳台	10~29	高さ12.8mの外部足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したもの。

※労働局にて把握した死亡災害の速報によるため、労働者死傷病報告にて作成している労働災害発生状況と件数は一致しない。
 ※記載された情報は今後の調査により修正される場合があります。

協会からの
お知らせ



令和6年度 通常総会

日 時：令和6年6月11日 (火) 16:00~
 会 場：沖縄ハーバービューホテル (那覇市)

※会員の皆様のご出席をお待ちしております ※総会後に交流会を開催します。

令和6年度 各地区「安全管理推進大会」について

- 那覇地区 6月7日(金) アイム・ユニバースてだこホール
- 宮古地区 6月4日(火) 宮古島市中央公民館
- 中部地区 6月5日(水) 沖縄市産業交流センター
- 八重山地区 6月19日(水) 石垣市民会館
- 北部地区 6月6日(木) 北部会館





講習会のご案内 (令和 6 年 7 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています

各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元
バーコードからも
ご確認頂けます。

項目	講習名	実施日・実施会場	受講料等(テキスト代込み)
事業部 (教習センター) ☎(098) 979-7897 ☎ 979-9975	フルハーネス型墜落 制止用器具特別教育	7/3(水) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	会 員 9,090 円 非会員 12,390 円
	巻き上げ機 (ウインチ) 運転特別教育	7/4(木) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 7/5(金)、A班午前、B班午後 実 教習センター(うるま市州崎)	会 員 14,810 円 非会員 18,110 円
	フォークリフト運転技能講習	7/8(月) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 7/9(火)~12(金)、 8/16(火)~19(金) 実 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	有機溶剤作業主任者技能講習	7/9(火)~10(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	13,380 円
	ガス溶接技能講習	7/11(木)~13(土) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 那覇工業高校 機械科溶接実習室(浦添市勢理客)	12,500 円
	小型移動式クレーン 運転技能講習	7/22(月)~23(火) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 7/24(水)、8/25(木)、C班26(金) 実 教習センター(うるま市州崎)	二科目免除 23,925 円 一科目免除 25,925 円 免除無 27,925 円
	石綿作業主任者技能講習	7/24(水)~25(木) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	13,380 円
	潜水士免許試験準備講習	7/29(月)~31(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 18,700 円 非会員 20,900 円
	テールゲートリフター 操作業務特別教育	7/26(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 9,990 円 非会員 11,990 円
	北部支部 ☎(0980) 54-4700 ☎ 52-7004	危険予知訓練リーダー研修	7/11(木)~12(金) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)
アーク溶接特別教育		7/23(火)~26(金) 学 北部会館3階(名護市宇茂佐の森) 実 名護商工高校機械システム科 溶接実習室	会 員 16,350 円 非会員 19,650 円
宮古支部 ☎(0980) 73-1455 ☎ 73-6511	小型移動式クレーン 運転技能講習	7/3(水)~5(金) 学 宮古建設会館 2階ホール 実 先嶋建設(株)多目的広場	二科目免除 23,925 円 一科目免除 25,925 円 免除無 27,925 円
	アーク溶接特別教育	7/25(木)~28(日) 学 宮古建設会館 1階研修会室 実 宮古工業高等学校 自動車実習棟A(1F溶接実習室)	会 員 16,350 円 非会員 19,650 円
八重山支部 ☎(0980) 88-5355 ☎ 88-5360	自由研削といしの取替等の 業務に係る特別教育	7/18(木) 学 桒紫電舎 2F会議室	会 員 9,640 円 非会員 12,940 円
	ガス溶接技能講習	7/26(木)~27(土) 学 桒紫電舎 2F会議室 実 八重山商工高校 機械科溶接実習室	12,500 円

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。

・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。



新規加入事業場のご紹介 (4月16日~5月15日)

協会支部名	事業場名	所在地
中部支部	横家内装	うるま市江洲 2104-21-203
八重山支部	セブンデザイン合同会社	石垣市 (以下非開示)

※次の理事会にて承認予定